

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）の一部を改正する告示」等に関する意見募集の結果について

令和3年8月2日  
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、令和3年5月19日（水）から令和3年6月18日（金）まで「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して130の個人又は団体から延べ885件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2－1から2－5のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえた上で、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げるとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。